

大田区中小企業倒産防止共済掛金助成条例

昭和 53 年 7 月 1 日
条例第 32 号

改正

昭和 55 年 9 月 25 日第 32 号 平成 18 年 3 月 20 日第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、中小企業倒産防止共済契約の掛金を助成することにより、共済制度への加入を促進し、区内中小企業の経営の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める

ところによる。

(1) 共済契約 中小企業倒産防止共済法（昭和 52 年法律第 84 号。以下「法」という。）

第 2 条第 2 項の共済契約をいう。

(2) 共済契約者 法第 2 条第 3 項の共済契約者をいう。

(3) 掛金 法第 4 条に規定する共済契約の掛金をいう。

(助成対象者の要件)

第 3 条 掛金の助成を受けることができる者は、共済契約者で次の各号に掲げる要件を備

えている者とする。ただし、既に掛金の助成を受けた者が、共済契約を解除した後、再

び共済契約を締結した場合は、助成の対象としない。

(1) 共済契約締結時において大田区内に住所（法人にあつては主たる事務所）又は主

たる事業所を有すること。

(2) 共済契約を締結した日の属する月（以下「契約月」という。）から 6 月以上の掛

金を納付していること。

(助成の範囲及び助成額)

第 4 条 掛金の助成は、契約月から 12 月分の範囲内で共済契約者が納付した掛金に対して

行う。

2 助成する額は、共済契約者が納付した掛金月額に応じ別表で定める額とする。ただし、

法第 12 条に規定する共済契約者の地位を承継した者に助成する額は、旧共済契約者に助

成した額を控除した額とする。

(助成の申請)

第5条 掛金の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、共済契約締結後

1年以内に規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。
（助成の決定）

第6条 区長は、前条の申請があつたときは、速やかに掛金の助成の可否を決定し、その

旨申請者に通知するものとする。
（助成決定の取消し等）

第7条 前条の規定による通知を受けた者又は掛金の助成を受けた者が、次の各号の一に

該当するときは、区長は、助成の決定を取り消し、又は既に助成した額の全部又は一部を一時に返還させることができる。

（1） 偽りその他の不正な手段によつて掛金の助成を受けようとし、又は受けたとき。

（2） 法第7条第2項の規定により共済契約を解除されたとき。
（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則（昭和55年9月25日条例第32号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都大田区中小企業倒産防止共済掛金助成条例第4条第2

項及び別表の規定は、昭和55年6月10日から適用する。

付 則（平成18年3月20日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

掛金月額	助成金月額
5,000円	3,500円
10,000円	5,000円
15,000円	6,000円
20,000円	7,000円
25,000円又は 30,000円	8,000円
35,000円又は 40,000円	9,000円
45,000円以上	10,000円